

温暖化防止いわて県民会議 会則

(名 称)

第1条 この会議は、温暖化防止いわて県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目 的)

第2条 県民会議は、自然豊かな環境を守り、県民の生活基盤に影響を及ぼす極めて深刻な環境問題である地球温暖化の防止を図るため、構成団体相互の連携や協働により、温室効果ガスを可能な限り排出しない生活様式や事業活動への転換、気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた取組を促進することを目的とする。

(活 動)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス排出量の削減や気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた構成団体の特性に応じた取組の推進
- (2) 温室効果ガス排出量の削減や気候変動の影響による被害の防止又は軽減に向けた取組に関する情報共有や相互に連携した取組
- (3) その他県民会議の目的を達成するために必要な取組

(組 織)

第4条 県民会議は、第2条の目的及び前条の活動に賛同する別表に掲げる機関・団体及び学識経験者を持って構成する。

2 県民会議の構成団体等は、必要に応じて追加、変更することができる。

3 県民会議の会議は、総会及び次に掲げる各部会とする。

- (1) 事業者部会
- (2) 家庭部会

4 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

(役 員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 会長は、総会において選任する。

3 副会長は、会長が指名する。

(役員の任務)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、部会長を兼務する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたことにより就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(総会)

第8条 総会は、会長が必要に応じて招集し、県民会議が実施する活動について協議する。

2 総会においては、会長が議長となる。

3 会長は、必要に応じて、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 県民会議の庶務は、岩手県環境生活部環境生活企画室において処理する。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成21年 6月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年 2月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 6月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年 6月 5日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年 6月 3日から施行する。

温暖化防止いわて県民会議 構成団体等一覧【101団体・機関】

令和6年6月3日現在

区分	No.	団体・機関名
◇ 事業者部会		
産業関係団体	1	岩手県農業協同組合中央会
	2	岩手県森林組合連合会
	3	岩手県漁業協同組合連合会
	4	岩手県商工会議所連合会
	5	岩手県商工会連合会
	6	岩手県中小企業団体中央会
	7	一般社団法人岩手経済同友会
	8	一般社団法人岩手県経営者協会
	9	岩手県中小企業家同友会
	10	岩手県生活協同組合連合会
	11	一般社団法人岩手県建設産業団体連合会
	12	一般社団法人岩手県工業クラブ
	13	岩手県環境保全連絡協議会
	14	一般社団法人岩手県産業資源循環協会
	15	岩手県冷凍空調設備工業会
エネルギー関係団体	16	岩手県石油商業協同組合
	17	岩手県都市ガス協会
	18	東北電力株式会社岩手支店
運輸関係団体	19	一般社団法人日本自動車販売協会連合会岩手県支部
	20	公益社団法人岩手県バス協会
	21	公益社団法人岩手県トラック協会
	22	一般社団法人岩手県タクシー協会
	23	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社
	24	I G R いわて銀河鉄道株式会社
	25	三陸鉄道株式会社
民生業務関係団体	26	岩手県電機商業組合
	27	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合
	28	日本チェーンストア協会東北支部
金融機関	29	岩手銀行
	30	東北銀行
	31	北日本銀行
	32	盛岡信用金庫
学識経験等	33	国立大学法人岩手大学
	34	公立大学法人岩手県立大学
	35	学校法人盛岡大学
	36	盛岡地方気象台

温暖化防止いわて県民会議 構成団体等一覧【101団体・機関】

令和6年6月3日現在

区分	No.	団体・機関名
◇ 家庭部会		
地域活動団体等	37	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会
	38	岩手県消費者団体連絡協議会
	39	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会
	40	岩手県公衆衛生組合連合会
	41	一般財団法人岩手県老人クラブ連合会
学校・教育団体等	42	岩手県小学校長会
	43	岩手県中学校長会
	44	岩手県高等学校長協会
	45	一般社団法人岩手県私学協会
	46	一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会
	47	一般社団法人岩手県P T A連合会
	48	岩手県高等学校P T A連合会
	49	株式会社岩手日報社
報道機関	50	朝日新聞盛岡総局
	51	読売新聞盛岡支局
	52	河北新報社盛岡総局
	53	日本経済新聞社盛岡支局
	54	一般社団法人共同通信社盛岡支局
	55	デーリー東北新聞社盛岡支局
	56	毎日新聞盛岡支局
	57	日本放送協会盛岡放送局
	58	株式会社I B C岩手放送
	59	株式会社テレビ岩手
	60	株式会社エフエム岩手
	61	株式会社岩手朝日テレビ
	62	株式会社岩手めんこいテレビ
	63	環境省東北地方環境事務所
行政機関等	64	岩手県市長会
	65	岩手県町村会
	66	盛岡市(※)
	67	宮古市
	68	大船渡市
	69	花巻市
	70	北上市
	71	久慈市(※)
	72	遠野市
	73	一関市
	74	陸前高田市
	75	釜石市(※)
	76	二戸市
	77	八幡平市

温暖化防止いわて県民会議 構成団体等一覧【101団体・機関】

令和6年6月3日現在

区分	No.	団体・機関名
行政機関等	78	奥州市（※）
	79	滝沢市
	80	零石町
	81	葛巻町
	82	岩手町
	83	紫波町（※）
	84	矢巾町
	85	西和賀町
	86	金ヶ崎町
	87	平泉町
	88	住田町
	89	大槌町
	90	山田町
	91	岩泉町
	92	田野畠村
	93	普代村
	94	軽米町
	95	野田村
	96	九戸村
	97	洋野町
	98	一戸町
	99	岩手県地球温暖化防止活動推進センター
	100	岩手県教育委員会
	101	岩手県

※市町村は全市町村が参加しているが、総会には各地域の代表として5市町村に参加いただいたもの。